

日本リハビリテーション医学会関東地方会組織に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、日本リハビリテーション医学会関東地方会（以下「地方会」という。）組織の運営に関する基準を定める。

(地方会の目的)

第2条 地方会組織は、関東地域におけるリハビリテーション医学の普及と発展、日本リハビリテーション医学会会員（以下「会員」という。）相互の学術等の交流を図ることを目的とする。

(地方会組織の構成員)

第3条 地方会は次の県に勤務する日本リハビリテーション医学会会員によって構成される。
新潟県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、埼玉県、神奈川県、山梨県
2 都・県は地方会支部を構成することができる。

(地方会組織の事業)

第4条 地方会組織は、次に掲げる事業を行う。
(1) 会員相互の学術交流
(2) 生涯教育研修会の計画・実施
(3) リハ啓発活動の実施
(4) その他地方会の目的を達成するための事業

(地方会組織の役員)

第5条 地方会組織の運営のため幹事、学術集会長、事務局幹事、都県世話人を置く。
(1) 幹事は各都県で最低2名、総数50名以下とし、総会で選出する。
(2) 幹事の任期は2年とし、再任を妨げない。
(3) 幹事は、互選で代表幹事を定める。
(4) 代表幹事は、事務局幹事を任命し、地方会運営の責任を負う。
(5) 代表幹事の任期は2年とし、連続して3期までとする。
(6) 学術集会長は幹事会で選出する。
(7) 学術集会長は地方会学術集会、生涯教育研修会を主催する。
(8) 都県世話人は総数50名以下とし、幹事会で選出する。
(9) 都県世話人の任期は2年とし、再任を妨げない。
(10) 都県世話人は、各都県の幹事の業務を補助する。
2 地方会組織に監事2名、監事補佐1名を置く。
(1) 監事は、総会で選出する。
(2) 監事は、地方会の業務執行及び財産の状況を監査する。
(3) 監事の任期は2年とし、再任を妨げない。
(4) 監事補佐は、幹事会で選出する。
(5) 監事補佐は、監事の業務を補助する。

(6) 監事補佐の任期は2年とし、再任を妨げない。

(幹事会)

第6条 幹事会は幹事で構成し、年1回以上開催するものとする。

- 2 議事は、出席者の過半数をもって議決する。
- 3 幹事会の運営要領は、地方会組織が定める。

(総会)

第7条 議会は、年1回以上開催するものとする。

- 2 議事は出席者の過半数をもって議決する。
- 3 総会の議案、定足数等の運営要領は、地方会組織が定める。

(会計)

第8条 地方会組織は、医学会からの補助金の執行につき、事業内容と会計報告を医学会に行う。

- 2 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(地方会の事務)

第9条 地方会事務局を代表幹事の所属施設に置く。

附 則

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 地方会は、この規則による新運営制度発足までの間、なお従前の例による。

平成15年3月15日 総会決定
平成20年9月20日 一部改訂総会決定
平成23年9月10日 一部改定総会決定
平成27年9月12日 一部改定総会決定